

衆議院 法務委員会 議 録 第 十 八 号

平成十五年五月二十七日(火曜日)

午後一時十七分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 河村たかし君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

太田 誠一君 小西 理君

左藤 章君 下村 博文君

中野 清君 平沢 勝栄君

保利 耕輔君 保岡 興治君

吉川 貴盛君 吉野 正芳君

今野 東君 中村 哲治君

永田 寿康君 水島 広子君

山内 功君 上田 勇君

木島日出夫君 瀬古由起子君

保坂 展人君

法務大臣 森山 眞弓君

法務副大臣 増田 敏男君

法務大臣政務官 中野 清君

最高裁判所事務総局民事局長 園尾 隆司君

兼最高裁判所事務総局行政局長 園尾 隆司君

政府参考人 (司法制度改革推進本部事務局局長) 山崎 潮君

政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君

法務委員会専門員 横田 猛雄君

委員の異動

五月二十七日

兼任 鎌田さゆり君

補欠選任

今野 東君

同日

日野 市朗君 永田 寿康君

不破 哲三君 瀬古由起子君

今野 東君 鎌田さゆり君

永田 寿康君 日野 市朗君

瀬古由起子君 不破 哲三君

五月二十六日

児童保護に名を借りた創作物の規制反対に関する請願(原陽子君紹介)(第三三三九号)

法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三三七六号)

同(石井郁子君紹介)(第三三七七号)

同(小沢和秋君紹介)(第三三七八号)

同(大幡基夫君紹介)(第三三七九号)

同(大森猛君紹介)(第三三八〇号)

同(木島日出夫君紹介)(第三三八一号)

同(児玉健次君紹介)(第三三八二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三三八三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三三八四号)

同(志位和夫君紹介)(第三三八五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三三八六号)

同(瀬古由起子君紹介)(第三三八七号)

同(中林よし子君紹介)(第三三八八号)

同(中村哲治君紹介)(第三三八九号)

同(春名真章君紹介)(第三三九〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第三三九一号)

同(松本善明君紹介)(第三三九二号)

同(矢島恒夫君紹介)(第三三九三号)

同(山内功君紹介)(第三三九四号)

同(山口富男君紹介)(第三三九五号)

同(吉井英勝君紹介)(第三三九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

仲裁法案(内閣提出第一〇〇号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、仲裁法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君及び法務省民事局長房村精一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務局園尾民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 山花郁夫でございます。

仲裁法案についての質疑をさせていただきます。

○山花委員 山花郁夫でございます。

今回提案されております仲裁法案ですけれども、もとよりこれはモデル法があつて、それに対して司法制度改革審議会などで議論がされてこ

ういう形で出てきたものと承知をいたしておりますが、副部長たる森山大臣にお伺いしたいと思います。

います。この司法制度改革審議会の意見書でも、仲裁制度の整備と利用促進ということがうたわれております。今回の立法に際して、国としてこの仲裁制度を民事司法制度の全体の中でどういう位置づけと考えるおられるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○森山国務大臣 司法制度改革審議会の意見におきましては、社会で生じる紛争について、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備するということは、司法を国民に近いものにする、紛争の深刻化を防止する等の上で大きな意味を有するとの認識のもと、司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADRが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきであるとされております。

仲裁は、裁判外の紛争解決手段、ADRの代表的なものでございまして、当事者が裁判所以外の第三者に争いについての判断をゆだねて、その判断に服することを合意して、その合意に基づき紛争を最終的に解決するという制度でございます。

今回の立法は、仲裁が国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となりますよう、仲裁制度の拡充、活性化を図るものであります。

○山花委員 今の御答弁にもありましたけれども、裁判というものが司法の中核にあるとして、そのほかにもADR、従来は裁判外の民事紛争の解決というものが一時は余り高く評価されていなかったような時期もあったと思ひます。つまり、日本人は権利意識が低くて、裁判に訴えるという

ことをなかなかしないというふうな評価もされてきた時期もありますけれども、今は少し考え方が違つてきて、ADRなども積極的な位置づけをしていこう、こういった流れの中で今回のものが提案をされてきたんだと思ひます。

ところで、今回のこの仲裁法案ですけれども、もともとは公催仲裁法というのが我が国にもあつて、形はそれの改正の形をとつておりますけれども、実質的にはモデル法に倣つて、新法に匹敵すると言つとちよつと大げさかも知れませんが、それぐらいの大改正だといふふうに承知をいたしておきます。したがつて、今後、この仲裁法の運用に当たつて、この国会での議論なども参照されるケースも出てくるのではないかと思つております。

その上で、司法制度改革推進本部の方で「仲裁法制に関する中間とりまとめ」というのが一時公表されて、そのときに、今後の検討事項だとか、あるいは、こういう案があるけれどもどうしましようかということで各界に意見を募つたりであるとか、さらに言えば、中間まとめ以降にもまた修正という新たな事項が出てきたりしているわけでありまして、この辺の経緯などを中心にお伺いをしていきたいと思つます。

まず、モデル法の方を基準にして言いますと、モデル法的一条関係ですけれども、新仲裁法の適用範囲について、対象となる仲裁の種類とか、あるいは地域的、場所的な適用範囲について提案がなされて、この法案の中身にも盛り込まれていくところがありますが、この中間まとめの段階では、例外として、仲裁地が未定である場合にも適用される規定であるとか、仲裁地のいかんを問わず適用される規定などの有無については、なお検討を要するとされておりました。

どういつた検討がなされて、そして今回はどういつた提案になつていくかといふことについて御説明いただきたいと思つます。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点につきましては、さまざまな形でこの法案の中に取り入れられていくところでございます。

まず、原則は何かといふことでございますけれども、原則としては、仲裁地が日本にある場合にこの仲裁法案、本法が適用されるという原則がございます。これにつきましては、法案の三条一

項でその原則をうたつていふことになりま

す。ただ、この原則を貫くことや不都合な場合も生じてくるということがございまして、例えば、当事者が仲裁人を選任することができない場合には裁判所に対して仲裁人の選任の申し立てをすることができるとされているわけですが、仲裁地が国内にある場合に仲裁法が適用されるという原則を貫きますと、仲裁地がまだ定まていない、未定のもの、こういう場合には仲裁人が選任できなくなつてしまふということになりまして、仲裁手続が進められないという場合も生じてまいります。

こういう点がございまして、私どもの検討会におきましては、こういう不都合を避けるべきであるといふことから検討がなされて、その結果として、仲裁地が未定である場合にも仲裁人の選任あるいは忌避、解任、こういう手続については裁判所に対する申し立てをすることができるといふふうに規定をしたわけでございます。これが八条の条文になるわけでございます。八条の一項の冒頭の方に書いてございまして、「仲裁地が定まていない場合であつて、云々と書かれておりますが、ここでまず規定をしていふことと

ございまして、それから次に、例えば裁判所の保全処分の利用あるいは仲裁合意がある場合には訴訟が原則としては利用できなくなるといふ効果とか、こういうものにつきましては、これはもう基本的な話でございまして、仲裁地のいかんを問わず適用される必要があるといふこととございまして、例えば、保全処分は、外国で仲裁が行われたものであつても、その執行する財産が日本にあるといふことになれば、その財産を凍結する必要があるわけで、そうなりますと、仲裁地のいかんを問わず利用ができるようにしておくことになりま

す。それから、仲裁といふのはそもそも、これは合意が結ばれば原則としては裁判が行えないとい

う効果、これは基本的なものでございまして、仲裁地のいかんを問わずこれはもう適用がされるというところとございまして、この点では三条の二項とございまして、ここで定まていふわけでございます。ここに書いてある十四条、十五条が、今私が申し上げたものでございまして。

それから、仲裁判断が行われるわけですが、その承認、執行の規定でございまして、これは仲裁地が国内外いずれにある場合でも適用されるべきものといふこととございまして、外国で行われた仲裁判断の承認、執行、これは当然日本にも参るわけですので、それから日本の中で行われた仲裁判断の承認、執行の問題も当然出てくるわけとございまして、これは仲裁地がどこであるかを問わない。仲裁は、現実に判断が行われたらもう仲裁地は定まっておりますので、この場面では仲裁地が定まていないという問題は出てこないといふこととございまして、この点が三条の三項で規定をされているといふこととございまして、原則には確かに仲裁地といふことになるわけとございまして、その不都合を避けるべくいろいろな規定を置いた、こういうところでございまして。

○山花委員 わかりました。

また、モデル法を基準にいたしますと三条の關係といふことになりましたけれども、今のことも含めて非常に技術的なことが多いんですけども、書面による通知の制度といふものが採用されております。仲裁手続で書面による通知といふのが一つ特徴的なものなかなという印象を受けておりますが、ここでも、通知の相手方の営業所とか住所等は判明しているけれども、通知すべき文書の配達を試みた際に、通知の相手方が不在であつたときまたはその受領を拒絶した場合の取り扱いについて、中間まとめの段階ではまだ、なお検討を要するとされていたわけでありまして。

この点について、いかなる検討がなされて、そして今回どういつた形でこの法案の提案の形になつていくのかといふことについてお尋ねしま

す。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点を実現すべく規定が置かれたのが、十二条の規定でござい

ます。この内容でございまして、書面による通知として一般的には、書留郵便の一種でございまして配達証明郵便、これが利用されているわけとございまして、留郵便は、名あて人が不在の場合あるいは名あて人の受領拒否、拒絶、こういうことが行われますと差出人に還付されるというところになりまして、そうなりますと、当然に通知の効力が生ずるとは言いがたい事態が生じるわけとございまして。

そうだからといつて、普通郵便あるいは書面を持参してやる方法といふことになりまして、通知について、確実に明確な証明が困難になるといふまた逆のデメリットがあるといふことになりま

す。そこで、こういう不利益を避けるために、書面による通知が可能でございまして、その証明資料を得ることが困難な場合におきまして、裁判所が、裁判所による送達を行う必要があると認めるときに、発信人の申し立てによつて、書面の送達を行うものとするにいたしました。お手伝いをさせていただくといふことで、先ほど申し上げました十二条二項にそのことが規定をされているといふところでございまして。

○山花委員 今度は、仲裁契約に関する事項についてお尋ねしたいと思つます。

モデル法の七条一項であるとか一条五項の關係ですけれども、この仲裁の対象となる紛争の要件、紛争の仲裁適格、民事訴訟法のときには当事者適格と呼ばれるものなんでしょうか、これについて、A案とB案とあつて、中間まとめの段階では、仲裁契約といふのは、「処分可能性又は和解可能性が認められる権利又は義務に関する紛争について締結することができるものとする」、処分権主義になぞらえた形の考え方なんでしょうか。B案については、「新仲裁法には、仲裁適格に関

する一般的规定を設けないこととする」というような形で、両論併記となっています。

B案の方が枠を広くするような形だったわけですが、今回のこの法案の方では、A案の方で提案されているようです。これについては、どのような検討をされて、恐らく、どちらでもメリット、デメリットがあつて、どちらもというのか、両案検討された結果、一方を採用しているわけですから、片方はちよつと都合があるということとで落ちていったのかなと推察するんですけども、このあたりの、今回提案されている趣旨についてお伺いします。

○山崎政府参考人 ただいまの御指摘の点、意見の分かれが当然あるわけでございます。それで、この法案では、十三条一項で、ただいま御指摘いただきましたA案ですか、これを採用したということになるわけでございます。

このA案がまず提唱されている理由でございますけれども、仲裁の対象は明確にすべきであるということ、仲裁は当事者自治に基づく紛争解決制度であるということから、当事者が和解することとができる、自分から処分ができる、そういう民事上の紛争が対象となる、こういう考え方でございます。

それで、これを問わないという考え方になりますと、例えば身分上の問題、これについても第三者の判断にゆだねるということにもなってしまうわけでございます。あるいは、例がいろいろあるかわかりませんが、特許権の争いに関して、これがAとBが争っているという場合に、最終的には審決、審判で決まるわけでございますけれども、それを当事者間の仲裁申し立てによつて第三者が判断をする、それでいいかということにもなってしまうので、これはやはり妥当ではないだろうということから、原案のような考え方を採用させていただいた、こういうことでございます。

○山花委員 また、モデル法七条二項の關係なんですけれども、仲裁契約については書面でなければ

ばならない、つまり、要式契約ということのあれでしょうか、口頭での合意ではいけないわけですが、これも、この点について、どういう趣旨で書面に限定されたんでしょうか。

○山崎政府参考人 この点につきましては、現行法ではこの規定がないということでございますので、口頭でもいいということになるわけでございます。ただ、現在の世界全体の考え方、それから仲裁の持つ意味、重さ、こういうことを考えたときには、やはり将来の紛争、争いを取り除くためにも、書面の方がいいという判断をしたわけでございます。

仲裁につきましては、訴権の喪失という重大な効果、仲裁合意が行われますと基本的には裁判所で訴えることができなくなることになります。もちろん、例外はございます。裁判官において、相手方が、仲裁契約があるという、いわゆる妨訴抗弁と言つておりますけれども、この主張をしない場合にはそのまま裁判できるということになりますけれども、主張がある限りは裁判ができません、こういう重大な効果を伴うということになります。そうなりますと、やはりその真意を担保したり、あるいは内容の明確性を図るという意味で、やはり書面でやつていただきたいということで、書面を要求するというところでございます。

モデル法も同様の立場をとっておりまして、世界全部がと言いませんけれども、かなりのところでこの考え方を採用しているということでございます。

○山花委員 書面性というのは、これは、今までは規定はなかったんですけれども、ほかの民事訴訟の手続の中で、書面が要求されるケースが結構あります。それと同様の趣旨で、書面があるかないかということが新たな紛争の火種となるということを予防する趣旨だと承りました。

ところで、これも中間まとめの段階では、仲裁条項を含む文書が引用される場合についてどのよう

に考えるかということで、これについてもA案、B案とあつて失礼しました、そのもう一つ前のところでは、「次のような媒体等は、仲裁契約における書面要件を満たすものとする」とはどうか。ということ、ア、イ、ウとありました。これがそれぞれ、今回の法案の中に入っているようでありまして。

「両当事者の署名した文書、当事者間で交換された文書であるとか、「電子的、光学的若しくはこれらと類似する方法で作成され、送受信される等した情報であり、合意の記録となり、又は後の参照に供することのできるもの(例えばテレックス、電報、ファクシミリ、電子データ交換、電子メールなど)」、「仲裁申立書及び答弁書が交換され、それらの書面において、一方当事者が仲裁契約の存在を主張し、他方当事者がこれを否認していない場合」、こういったものが中間まとめでは提起をされておりました。

物によつては、電子メールなどということで、電子メールは問題ないですかね、一般人の人が考えたときに、いわゆる契約書といううな、あるいは仲裁契約書になるんでしょうか、そういったようなかつちりしたものでなくてもよいものになつていきますけれども、このあたりの立法趣旨についてお尋ねします。

○山崎政府参考人 仲裁の利用が、極めて近い当事者間で行われるということであれば、それは書面をお互いに交わすことは可能でございますけれども、かなり遠い当事者間で、一々集まつて、あるいは書面を往復して、署名をして判を押してやるということが時間的にも間に合わないとか、そういう取引もございまして、それから、世界の各地との取引もございまして、特に海外の商取引におきましては、仲裁が利用されることがかなりあるわけでございます。

そうなつた場合に、それでは全部書面で一々往復してやれということになつても極めて不便であるということございまして、今後は、書面という記録が残るもの、そういう媒体で仲裁合意を行えば有効にいくという世界の流れもございまして、こういう新しい手段、これにも対応でき

るようなものにしようというふうに考えまして、法文でも認めておりますけれども、ファクシミリだとか電子メール、こういうものについても広く認めるというふうにしたわけでございます。

世界の現在の流れでございますけれども、仲裁のモデル法がございまして、このモデル法を今改正しようという動きがございまして、そこでもこのような傾向を議論されております。ただ、それはまだ成案に至っておりません。

私どもは、そのところを逆に先取りをして、いづれこういう時代になるということから、全部取り込んで決めた、こういうことでございます。

○山花委員 そういつた立法趣旨からいいますと、これは解釈論になるんだと思うんですが、この十三条にいろいろと挙げられていますが、何と申したらよろしいのか、つまり、余り厳密に狭く解釈すべきではなくて、要するに形に残ればいいという趣旨でしょうか、余り縮小解釈をすべきではない、あるいは例示的にとらえてよいという趣旨のものであるということでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおりでございます。何らかの形に残るというものであれば広く認めていく。要するに、書面を要求したものは、将来争いになったときに何もないという状態では紛争が拡大するということから、何かのものを残そうという趣旨でございますので、それは広く認めていくべきではないかというふうに考えております。

○山花委員 要するに、書面性を要求するといったときに、これはニュアンスで、感じ方の問題かもしれないんですけども、割ときつく感じるようなことが多くないで、むしろこれは、口頭による合意だけでは足りない、何らかのものが残ればという趣旨だということだと思ひます。

ところで、済みません、先ほど少し先走つてしまいましたが、仲裁条項を含む文書が引用されている場合についてどう考えるかということ、中間まとめの段階では、A案、B案とあつ

て、「当事者間の取引等の契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その契約が書面であれ、かつ、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約の一部とする趣旨のものである場合には、書面による仲裁契約があるものとする。」

B案の方では、「当事者間の取引等の契約又は独立の仲裁契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約又は独立の仲裁契約の一部とする趣旨のものである限り、当該取引等の契約又は独立の仲裁契約が口頭若しくは意思の実現たる行為により、又はその他の書面以外の手段で締結された場合であっても、書面による仲裁契約があるものとする。」

A案、B案とあったわけですが、これはどういった検討の経過から今回の法案のような形になったのかということについて、お聞かせください。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘ございましたけれども、A案というのは、これは現在のモデル法で採用している考え方でございます。仲裁条項を含む文書、これを引用した契約、これも書面でなければならぬということを行っているわけでございます。B案の方は、これはもちろん、引用する仲裁条項を含む文書、この引用は引用なんですけれども、本体の方の契約、これについて書面だけじゃなくて口頭でもいい、それを許容するものという考え方でございます。この考え方は現在UNCITRALでも検討中というふうに向っておりますけれども、いまだ結論は出ていないということでございます。

今回、それで、私もしましてはA案を採用したということでございまして、仲裁条項を含む文書が別途あるとして、それを引用したとしても、それを引用するかどうかというところを口頭で行えば、あった、言わないという問題も生じてしまうわけで、やはり不確定性というのは相変わらずつきまとうわけでございまして、

私どもとしては、そこも書面で、きちっと本体の契約は書面でやりなさいという考え方を採用したわけでございます。

結局、当該契約が書面で行われまして、仲裁条項が記載された別の書面を当該契約の一部を構成するものとして引用するときは、その当該契約を仲裁合意つきものとみなして、仲裁条項が記載された別の書面を添付していただく、引用すれば添付していただくも仲裁合意の書面性を満たすということにしたいわけでございます。これが十三条三項ということでございます。

○山花委員 今の話と少し関連するんだと思うんですが、十三条の六項で、これはモデル法十六条にも規定があるような話なんですけれども、仲裁合意を含む契約があつて、仲裁合意以外の、いわば当事者の意識からすれば本体的契約の方が無効であるとか取り消しであるとか、そういった場合であっても、仲裁合意は当然には無効とはならないとされております。

ということは、法的性質からすると、これは、仲裁合意は恐らく、仲裁の合意というが民法上の契約になるんじゃないか、無因契約であるという構成になるのかなと。ただ、無因とまで言ってしまうと、この法文の読み方からすると、「当然に、その効力を妨げられない。」ですから、これは効力を妨げられるケースも出てくるのかなと読めるんですけれども、この立法趣旨は、いかなる趣旨の条項なのかについてお尋ねします。

○山崎政府参考人 確かに、ここはなかなか、やや理解しにくいところがございますけれども、本体となる契約にいろいろ錯誤があつたり、あるいは取り消しの事由があつたり解除の事由があるとした場合でも、仲裁の合意、これだけはなくなる、こういうことでございます。

これは、仲裁のそもそもの性格からきているんだろと思えますけれども、AとBが仲裁合意をいたしまして、将来この契約から生ずる紛争については仲裁で解決をしていこうという合意をするわけですね。そのところに本当に錯誤があると

いうことになれば、これはそもそも仲裁合意が成立つかどうかという問題にはなりませんけれども、そこは別にそうではない。もっと別の、本体となる契約の本身、これに錯誤がある、取り消しの原因があるということが対象になるわけですが、それでも、その場合であっても、それから、うまくいった場合にも、例えば、取引をして代金を払ってもらった、そのときの支払いの関係について仲裁でやるというのはあるでしょうし、錯誤だから物を戻せ、こういう場合にも仲裁でやるのか、それは、一切この契約から生ずる紛争については仲裁でやりましょうという合意をしているわけですから、やはりそこを尊重して、他の部分が無効であつてもこの解決方法でやっていく、これが仲裁の本来的なあるべき姿だろうということから、このような考え方を採用したということでございます。

○山花委員 それでは、モデル法八条の関係についてお尋ねをしたいと思います。妨害の抗弁に関することです。

妨害の抗弁ということですから、民事訴訟、訴えを提起されて、被告の側が、いやいや仲裁の合意があるので、こういったケースだと思ふんですけれども、この妨害の抗弁として仲裁契約の存在を主張することができる時期について、中間まとめのような形で法案になっているわけですが、これも、中間まとめの段階では、「仲裁契約が存することを妨害抗弁として主張することができる期間の終期に関し、被告は、訴訟の口頭弁論等において、留保なく本案について答弁したときは、妨害抗弁として仲裁契約の存在を主張することができなくなるものとする」というか、というような検討がされていたわけですが、この点についての立法趣旨をお尋ねします。

○山崎政府参考人 妨害抗弁であるということ、これは今回の法案で明記したわけでございますけれども、今までの仲裁法、その中でも、解釈上は当然であるというふうに認められていたものでございまして。

この点で、今委員御指摘のとおり、ほぼその内容が取り入れられているわけでございますが、形式的には「留保なく」というところが落ちていて、このことにはなるかと思ひますけれども、この留保というのは条文ではないんですけれども、留保する旨の主張をしているのであれば、本案についての答弁をする前に主張していることとなるわけで、意味上はそうなるわけでございますので、あえて書かなかつたということだけでございまして、実質は、私どもの中間取りまとめで言っているものと全く同じでございます。

○山花委員 この妨害の抗弁の効果で、十四条によりまして、「訴えを却下しなければならない」という形になっていますけれども、つまりは、訴訟要件であるという趣旨でよろしいんですね。

○山崎政府参考人 これは確かに訴訟要件の一つでございます。主張がない限りは判断をしない、そういう種類のものということでございまして。(山花委員「抗弁ですかね」と呼ぶ)はい、妨害抗弁ですから、まさにそのとおりでございます。

○山花委員 モデル法でいいますと、十一条の一項の関係についてお尋ねしたいと思います。

二つの点についてお伺いしたいと思います。中間まとめの段階では、仲裁人の資格について、「自然人でなければならぬものとするが、その余の資格制限は設けないものとする」というか、というふうな検討をされていましたが、この点、どういった経緯で今回の法律の形になったのかということについて御説明ください。

○山崎政府参考人 中間取りまとめでは、自然人でなければならぬものとするが、その余の資格制限を設けないものとするがどうかと、こういう聞き方、二つしております。

まず、自然人かどうかという点につきましては、本法案では、自然人であればだれでも仲裁人に選任することができるということで、自然人を前提にして考えているということでございます。

これは、なぜ自然人に限定するのかということでございますけれども、仲裁廷の構成員として仲裁判断をすること自体、これはもう自然人を前提にしていると言わざるを得ないわけでございます。

例えば忌避事由等の規定がございますけれども、この忌避事由等についてもやはり自然人を前提に考えているということでございます。これは裁判で考えていただければ、この仲裁人を裁判官と置かえていただければ一番わかりやすいのかと思いますけれども、団体を指定されても、団体のだれがやるのかということになりますし、それじゃ、忌避事由も、団体のだれについてあるのかということにもなるわけでございます。極めてそのことからは、団体であると難しい問題もあるということから、自然人に限ったわけでございます。

それでは、資格の問題でございますけれども、資格についてもやはり、資格の制限に関する規定はございまして、適性と能力を備える限り、自然人であればだれでも仲裁人に選定することができるという建前をとっているわけでございます。ただ、この法文にもございますけれども、当事者の合意があれば、これはまた別途だということでございまして、当事者の合意によって仲裁人となるために一定の資格を必要とする、こういう要件を設けることも可能であるということでございます。

例えば、ちよつと例を申し上げたいと思いますけれども、現在、建設工事紛争に関して、建設工事紛争審査会、これが結構利用されている。そんなに数は多くないんですが、日本の中では利用されているものという代表でございます。ここによる仲裁手続があるわけでございます。これは建設業法で定まっております。この条文の中に、例えば仲裁人の資格事由を決めているものがあります。例えば、破産者で復権を受けていない者とか、そういうような規定を置いているものもございまして、仲裁人の資格として、仲裁人の一人は弁護士でなければならないとか、そういうふうな

形で法律で置いているものも当然ございますし、当事者間で合意して決めても差し支えない、こういうものでございます。

○山花委員 趣旨は、それはそれとしてわかるんですが、ただこれは、今までの仲裁の利用実態とは別に、今後、ごくごく普通の、一般の人も仲裁契約を結びましょうかというケースも出てくるという位置づけが、恐らく冒頭の法務大臣のような、つまりADRをもっと評価しましょうという話なんだと思うんです。

そうすると、今後出てきそうなのは、仲裁契約というのをそこまで理解されていけば、仲裁人というのは自然人なんだということではないんでしょうけれども、ただ、一般の方は、よく理解していないと、例えば、仲裁は、では自分たちの所属している団体にやつてもらいましようとか、例えばの話ですよ、例えば、では日弁連にやつてもらいましようとか、そういったような合意をするケースも出てくるのではないかと。

この中間まとめのときにも、「仲裁契約において法人その他の団体が仲裁人として指定された場合について、どのように考えるか」ということで、A案とB案とがあつて、これを無効とするかどうかについて、解釈にゆだねて、格別の規定を設けないということかどうかという意見と、「仲裁契約自体が無効になることを回避するため、法人その他の団体に仲裁人選定権限を付与したものとみなす旨の規定を設けるものとする」、みなし規定を設けたらどうか、こんなような議論があつたようですけれども、今回、これはたしかA案の方になってますよね。こういった経緯でみなし規定は設けなかったということなのか、その趣旨をお答えください。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のとおり、A案は、自然人に限るので、特別の規定は置かないということでございます。法人その他の団体が仲裁人と指定された場合、仲裁契約が無効かどうかについて、解釈にゆだねるということで、特別の規定を置かないということでございます。B案の方

方は、それであると不都合な場合も生じ得るもので、法人その他の団体に仲裁人の選定権を付与したというふうにみなす規定を置くかどうか、この問題であつたわけでございます。

これにつきましては、法人その他が仲裁人と指定されるという実務、これはもうほとんどどうか、私も余り聞いたことがないんですが、私どもも余り聞かないという上に、このような合意をするという例が今までもないということから、その当事者の合理的意図を解釈すれば足りるのであつて、特別の規定を設ける必要はないのではないかと。例えば、それが本当に荒唐無稽なものであれば無効ということもあり得ますし、あるいは、その代表者にゆだねたんだとか、そのときの事情によつて解釈にゆだねればいいのではないかと。あえて規定は置かないというふうな選択をしたわけでございます。

○山花委員 ただ、今までの例が余りないというお話もありましたけれども、それを言ったら、そもそもこの仲裁というものの利用がいれば特定の業界に限られているというか、そういったことなので、どうなのかなと思つたわけです。いずれにしても、解釈にゆだねられるということと、一つのケースとして、その団体の代表者にゆだねたと解釈するケースも、それがすべてじゃないでしよけれども、あるということですので、それはそれとして了解をいたしました。

モデル法十二条、十三条の関係なんですけれども、忌避事由について規定があつて、中間まとめのような形で、今回、法案の方でも提案をされております。

忌避事由については、例えば刑事訴訟法と民事訴訟法で若干違いがあつたりとか、そういった指摘もかねてよりあるところですが、この忌避事由を定めた趣旨であるとか、あるいは具体例についてどういったものを想定されているのか、その点についてお尋ねいたします。

○山崎政府参考人 忌避の原因、手続等につきましては、十八条、十九条で規定をしているところ

でございます。この法案では、当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備していないとき、あるいは、仲裁人にその公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときには、当事者は当該仲裁人を忌避することができるとしているわけでございます。

例えば「当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき」先ほど建設工事紛争審査会で申し上げましたが、あれは、一名は必ず弁護士が入らなければならないという規定があるわけですが、ただ、仮に当事者で合意をしたというときに入っていないということでは当然具備していないということになるわけですので、その人が弁護士だといつて入ったわけですが、それは当然忌避事由になるわけでございます。そういうようなことを言っている。

それからあと、公正性または独立性を疑ふ事由というところでございます。これは、当事者の信任に基づいて仲裁判断をして紛争を解決するという重大な職務を仲裁人は負うわけでございます。したがって、当事者から独立した中立的な立場で公正に仲裁手続を行う必要があるということでございまして、それを制度的に担保するものということになるわけでございます。

例えば具体例として言えば、当事者の顧問弁護士であつた者とかあるいは親族関係にあつた者、それから、仲裁人が事件または当事者と一定の関係があるということから公正な仲裁判断が期待できない場合、あるいは、それまでの仲裁人の具体的な行動等からその公正性、独立性を欠く場合というところでございまして、いずれも仲裁人の公正性または独立性について正当な疑いを生じさせる場合、こういうことでございます。

○山花委員 その忌避のところなんですけれども、十八条の四項に非常に変つた条項がございまして、失礼、四項もそうすけれども三項もそうです。仲裁人の方から、自己の公正性に疑いを生じさせるような事実については開示しなければ

いけない、こういった条項があります。

民事訴訟のケースですと、裁判官に例えば除斥だとか忌避だとか回避というのがあって、除斥は法律上当然に除かれて、忌避は当事者の申し立てによって、回避は裁判官の方からやるものですけれども、そういったこととパラレルに考えると、忌避と回避の何か中間的なような条項が入っていますね。つまり、仲裁人の方から自分はこうなんだと。

この三項、四項についての立法趣旨はどういう趣旨なんですか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘ございましたように、何か中間的な性格を持つものでござい

ます。十八条につきましては、モデル法に倣った中間取りまとめ、この考え方を踏まえているわけでございまして、仲裁人の就任依頼を受けた者は「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」を開示すべきということにしているわけでございまして、この理由は、当事者に仲裁人選任や忌避申し立てに関する判断材料を提供いたしまして、仲裁人が当事者から独立した中立な立場で公正な仲裁手続を行うことができるようにする趣旨でござい

ました。したがって、これが後になつて判明して、せっかく行われる仲裁が途中でだめになるとか、そういうことを事前に避けるということで、手続がスムーズに進行するようにということから設けられたものでございます。

○山花委員 モデル法の十六条の関係についてお尋ねをしたいと思います。

仲裁廷の判断について裁判所に対する不服申し立てについてなんですけれども、原則からいえば、仲裁というのは、その解決について仲裁人にゆだねて、それで終局的な紛争の解決を図るという制度ですから、原則として裁判所に何か不服を申し立てるということはないんでしょうが、ただ、仲裁権限の有無に関する仲裁廷自身の判断についての裁判所に対する不服申し立てということ

について、これはどういった検討をされた上で今回の法案になったのか。その検討の経過などについて御説明いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 この仲裁の権限の有無に関する仲裁廷自身の判断についての裁判所に対する不服申し立てでございまして、これについてはA案、B案が掲げられていたわけでございまして、A案では、仲裁廷が仲裁権限を有していないとして終了決定をした場合には、裁判所に対して仲裁権限の有無についての判断を求める道を認めていないのに対して、B案は、仲裁権限がないとの判断を前提として仲裁手続が終了した場合でも、裁判所に対し仲裁廷の仲裁権限の有無についての決定を求める申し立てができるものとす

る、こういうことになるわけでございまして。モデル法はこのA案を採用しているわけでございまして。また実質も、そもそも裁判所の決定というのは強制力はないわけでございまして、仲裁廷に任意の履行を促すものにはすぎないという性格のものでございまして、仲裁廷において自己に仲裁権限がないと判断したのであれば、その仲裁手続を続行してやれと言ふことは非常に難しいことではござい

ますし、そもそも、もともと裁判に訴えることができるわけでございまして、そこで、仲裁廷の方でみずから権限がないと言つたら原則に戻つて裁判の方でやつていただく、こういう方がいいのではないかと、この点については、不服申し立ては認めないという方向で統一をしたところでござい

ます。○山花委員 若干また技術的なことになってきますけれども、モデル法二十一条の関係についてお尋ねをしたいと思います。仲裁手続の開始時期についてどう考えるかというところで、これも検討された上で今回の提案となつてい

るわけでございまして、これは中間取りまとめに沿ひまして、「仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する」ということを決めたわけでござい

ます。これはモデル法の内容にも沿つてい

ます。○山崎政府参考人 この法案の二十九条一項でござい

ますけれども、これは中間取りまとめに沿ひまして、「仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する」ということを決めたわけでござい

ます。これはモデル法の内容にも沿つてい

ます。○山崎政府参考人 この法案の二十九条一項でござい

ますけれども、これは中間取りまとめに沿ひまして、「仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する」ということを決めたわけでござい

ただ、ちよつと技術的な話かもしれないかもしれないけれども、例えば仲裁の申し立てをして、それで、つまり通知があつて、そうすると時効中断したことには一たんはなるのですけれども、その仲裁の申し立ての後、仲裁の合意が取り消された、あるいは取り消しというのか、解除というのか、撤回というのか、いろいろなケースがあるんでしようけれども、そうしたケースではこの時効中断の効力はどうなるんでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁合意が取り消された場合は、仲裁手続を続行することができなくなるわけでございますので、その仲裁手続の終了決定がされるということになるかと思えます。そうしますと、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したものととして、時効中断効は生じなかったことになる、というふうに解されているわけでございまして、そのことを明記したのが二十九条二項ただし書きであるということでございます。

○山花委員　これ、また後日少し細かく聞きたいと思うんですけども、本体たる契約とは別に仲裁の合意が独立した契約として存在して、それで、例えば仲裁がその契約自体に詐欺とか錯誤とかであれば無効とか取り消し原因ですので、遡及しますから、時効中断効がなくなるといのはまだ理論的にはわかるんですけども、一たんある程度進んでいって、例えば、仲裁人がもうこれは私の権限ではないということを言い出したりして結局終了するようなケースというのはあるんじゃないかと思うんですけども、ごめんなさい、それについては、また金曜日委員会がありますので、その折に少し詰めて聞きたいと思います。

ところで、仲裁に付する申し出を書面によつて行うべきものとするべきかどうかについてはなお

○山崎政府参考人 中間取りまとめでは、書面で行うべきかどうかということを問うているわけでございます。この法案二十九条の一項では「仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する。」ということでございます。この通知については、先ほども申し上げましたけれども、特段の様式を要求しない、これは民法上の問題もいろいろございますけれども、口頭によるものも有効であるとしているわけでございます。

先ほど申し上げましたが、若干それにつけ加えさせていただきますと、これもモデル法がこのような立場をとっているということと、例えば、オンラインによつて仲裁の開始の申し出をするとかそういうものも多々あるわけでございまして、書面ということではなくてほかの媒体による申し出、今後の社会を考えればこういうものを認めていくということにもなろうかと思ひますので、ここはあえて書面によるという方式はとらなかったというところでございます。

○山花委員　時間が来ましたので終わりにしたいと思います。済みません、この倍をはるかに超える量の通告をしていたんですが、時間が参りましたので終わります。

○山本委員長 石原健太郎君。
○石原(健)委員 仲裁制度はそのほかの紛争解決手段とどのように違うのか、説明していただけたらと思います。

○山崎政府参考人　まず、裁判と比較をいたすわけですけれども、仲裁は、仲裁人に紛争の解決をゆだねるということでございまして、その仲裁判断に従う旨の仲裁合意を基礎とする制度であるということになります。仲裁判断が確定判決と同一

そういうところが形式的にはいろいろ違うということになりますけれども、実質的にどういうふうに違うかということでございますけれども、第一に、当事者が仲裁人をみずから選任できるということでございます。これによりまして、例えば、専門的知見を要する紛争についても、専門家を仲裁人に選任すれば適正な解決が得られやすいという特徴を持っているわけでございます。裁判を起す場合に裁判官を選ぶというわけにはまいりませんので、その点でここは違うということが一つ言えるかと思ひます。

それから第二には、仲裁はいわゆる上訴制度がないということとございまして、手続に非常に柔軟性があるということと相まって、紛争の迅速な解決が期待されるということです。

これは、この条文の中に仲裁判断の取り消しという規定もあるわけですが、これは取り消しの事由が一定されておりまして、例えば公序良俗に反するとかそもそも仲裁に適しないものについて判断をしちゃったとか、そういう場合について裁判所に不満を言える、取り消してもらえろという制度でございますけれども、その仲裁判断の内容について不満があつても、これはもうそこで終わりということで、裁判所に不満だから取り消してもらいたいと言うことはできないというもので、ある意味じゃ一番限りの手続ということでございます。そういう意味では、早くなるということも当然あるということです。ただ、やり方に

それから第三の特徴は、これは非公開で行われるということでごさいますて、そうなりますと、例えば営業秘密やそれからプライバシーの保護が可能になるということでごさいますて、当事者にとつて、法廷ですべての事実を明らかにするのはなくて、こういう手続を利用して紛争を解決してほしいという希望もあるわけでごさいますて、そういうことにも適した手続である、こういうような特徴があるうかというふうに思つております。

それから、これは、ADR、裁判外紛争処理の一つ、その代表的なものでございます。そのもう一つ代表的なものとして調停という手続がございます。この調停という点は、自主的な紛争解決制度であるという点では仲裁と共通するところがございしますけれども、その紛争解決にはその内容について当事者が合意することが必要であるということになりまして、また、その合意の効力も、裁判所で行う調停、これは判決と同じような効力があるわけでございますけれども、それを除きますと通常の民法上の和解ということでございまして、強制執行をするとかそういうことはできないというものでございます。

そういう点では、仲裁につきましては第三者の判断にゆだねるわけでございますけれども、これを執行しようとする場合には、執行裁判所の執行の決定をもらいまして、最終的には強制執行ができる、こういう効力があるということで、調停とそこで大きく食い違ってくるということでございまして、そういう点で、ADRの中でも一番解決を強く行っていくパターンの解決方法であるというところになるかと思えます。

○石原(健)委員 詳しい説明をいただいて、仲裁の性格というものもよくわかりましたが、これまで仲裁が余り活用されなかった理由はどういうところにあるのでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、明治二十三年に現行法ができて以来、形式改正以外は全く改正をしていないという代物でございまして、何でそんなにほっておかれたのかということになるわけでございすけれども、やはり、どうしても日本人にはなじみがないというのがまず出発点にあると思います。何かやはり物事を解決してもらいために、お上と言っちゃおかしいんですけども、裁判所でびしっと決めてほしいという感覚がどうもあるんじゃないですかね、日本人には。ですから、なかなか使わない。これが根底にあるのかなというふうに私は思います。それは推察でございすので、本当にそうかどうか、わかりませんけれども。

それから、そうなりますと、余り使われないものですから、仲裁人の候補者、これもやはり十分ではないというふうに、どっちが鶏か卵かという問題はございすけれども、そういう問題になる、ますます使われなくなるという状況になります。

それから、国際的な仲裁、最近はかなり行われていると思いますが、なかなかこれも日本の企業が好きなのは、言語の問題があるということでございまして、多分、外国と取引をした場合には、どの言語で仲裁を行うかといった英語になるだろうと思います。日本人は語学に非常に弱いものですから、そういうところでなかなかこれを使わなかったということでございすけれども、最近ではもう日本の方も英語が相当上手になっておりますので、使えるようになっておりますので、最近では仲裁を結構活用して行われるということになります。なかなか日本での仲裁は行われない、ロンドン、パリ、ニューヨークとか、そういうところで仲裁を行っているという例が多いというふう聞いております。

そういう中で、今回は、現行法の仲裁法、これを改正するわけでございすますが、現行法の法律は片仮名で書かれておりまして非常にわかりにくい、それから使い勝手も悪い、要するに世界的な

流れとは少し違う規定を置いているということもございまして、やはり仲裁が利用されてこなかったということになるかと思ひます。

一番使い勝手が悪いのは、典型的に申し上げれば、現在の仲裁法は、当事者が仲裁人の人数を定めれば別でございすけれども、合意しないときは、原則として仲裁人は二人という規定を置いているわけでございす。AとBが仲裁契約を結んで、それが仲裁人を選定するわけでございす。この二人で仲裁を行います。意見が可否同数のときはそこで仲裁が終了してしまふ、こういう規定になっているわけでございす。これは明治十年にドイツの法律ができたのをそのまま入れたものでございまして、現在、世界の潮流は三人でございす。

要は、二人でやっていますと可否同数になるのは当たり前ですね、普通でいけば。そうすると、そこで仲裁は終わっちゃうんですね。これじゃもう本当に使ってみても意味がないということにもなります。世界の国々が日本と仲裁合意をして日本で仲裁をやるという気にならんのだらうと思ひます。こういう点が非常に問題があるということ、今までも、政府として、法務省を中心には前から改正をしなければならぬということ意識はしておりますけれども、その間、民事法制の大幅な変革、特に手続法の変革という波がございまして、なかなかやる時間がなかったということ、最終的に今回提出ができたということございす。

私どもも、政府としては、法務省を中心には前から改正をしなければならぬということ意識はしておりますけれども、その間、民事法制の大幅な変革、特に手続法の変革という波がございまして、なかなかやる時間がなかったということ、最終的に今回提出ができたということございす。

なお、私的なことながら申し上げてございせんけれども、UNCITRALのモデル法、これが成立しましたのが昭和六十年でございまして、その会議に出席していたのが私でございす。その当時からやらなければならぬという意識はずっとございまして、なかなかできなかったということ、今回、国際的な仲裁と国内的仲裁、それを含めまして独立の法律ができるということで、私もほっとしているところはござい

ますが、ぜひ御承認をいただきたいと思ひます。

○石原(健)委員 仲裁の現状についてお尋ねします。

現在、国内の主な仲裁機関にはどのようなものがあり、それら仲裁機関の取扱件数はどのようになっているでしょうか。今後どのような分野で活用されることが考えられるのか、お話しただけたらと思ひます。

○山崎政府参考人 現在我が国にございす例えば民間の常設機関を申し上げますと、日本商事仲裁協会、これは前は国際商事仲裁協会といっておりました、国際的な取引に關してやっておりますけれども、「国際」となりましたので、我が国内のものについても行うということでございす。それから日本海運集会所、それから日本知的財産仲裁センター、それから各単位弁護士会の仲裁センター等があるわけでございす。それから、公的な機関といたしまして、建設工事紛争審査会、これは建設業法に基づくものでございまして、これがございす。それから労働委員会、それから公害等調整委員会、こういうものが公的な機関としてあるということでございす。

建設工事紛争審査会、件数の上からでも従来からかなりの実績を上げていくということでございす。これは完全な網羅的な統計がないので、完全に正確かどうかはちょっと御勘弁をいただきたいと思ひますけれども、平成十三年で見ますと、建設工事紛争審査会、これが三十五件、それから日本商事仲裁協会七件、日本海運集会所六件、それから弁護士会仲裁センター十三件、こういうような実績でございす。

これは、ちなみに申し上げますと、諸外国では結構数が多いわけでございまして、例えばアメリカ仲裁協会、AAAといっておりますけれども、ここですと、二〇〇一年でございすますが、六百四十九件という数字でございす。そのほかも世界のいろいろな仲裁センターございすけれども、何百件台という状況でございまして、日本として

は非常に少ない。少ない中でも、建設工事の紛争審査会、これがかなりの機能をしている、こういう状況でございす。

○石原(健)委員 第十五条で、仲裁手続の開始前または進行中に、裁判所に対して保全処分申し立てをすることを妨げないものとするとありますけれども、この規定は仲裁本来の趣旨、目的にそぐわない感じがいたしますが、どうしてこのような規定が置かれているのでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、もとも合意の上で自治的にやらないという中で強制力を使うということになるわけでございす。が、この法案でも規定を置いておりますけれども、仲裁判断が行われて、これを執行しようとする場合に、任意にその履行に応じてくれればそれにこしたことはないわけでございすけれども、最終的にそれに従っていただけないということになれば、執行決定というのを裁判所にもらいまして、まあ一定の除外事由がありますけれども、そこに当たらない限りは決定がもらえるわけでございす。決定がもらえまますと強制執行することができるといふことで、財産等を差し押さえるわけですね。それで競売にかける、こういう形になります。

そうなりますと、最後、そういう手段を持つていくところで、財産はせつかくあるのに、話し合いをする前とかあるいは話し合いをしている最中、これで財産が移動されてしまふということになれば、最終的な履行が確保されるかどうか、ちょっとわからないわけですね。これではやはりちょっと紛争解決としては足りない。最終的には、仲裁は当事者の合意でやっていたべきですけれども、足りないところはやはり国家がお手伝いをするというシステムでございすので、そういう意味の保全処分、これはその利用を認めなければおかしいということになるわけでございまして、そういう関係からこの規定を置いているというふうなところかと思ひます。

例を挙げれば、売買契約の当事者がその当該売買契約から生ずる紛争について仲裁合意を締結したとして、仲裁によって売り主が買い主に対してその代金の支払いを求めようとしている場合については、この代金債権を保全するために、買い主の所有の例えば不動産に仮差し押さえ命令、これをかけて保全をしていくということが可能である、こういうことでございます。

○石原(健)委員 第二十七条の関係ですが、「遅滞なく」という言葉が使われていますけれども、これはどのくらいの期間を指すのでしょうか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、当事者間の異議を述べるべき場合、それが期限の定めがあるという場合については、その期限までに異議を述べなければならぬと括弧書きでそういうことが書かれております。それで、では、期限について定めがない場合、そういう場合についてはどうかというと、遅滞なく異議を述べる必要がある、こういうふうなうたつております。

これは、同じような文言は、民事訴訟法の九十条にも置かれておりまして、そこで「遅滞なく」という意味は、異議を述べ得る最初の機会に直ちに、こういう意味だというふうに言われているわけでございます。例えば、当事者に対する期日の呼び出し状を送達しないまま期日を開き、証拠調べをした場合には、その次回の期日に、そこで異議を述べなければもう遅滞したことになるということでございます。

この仲裁法でいった場合はどういふことが例えば考えられるかということでございますが、これは比較的、場合によってはあるんじゃないかと思うんですけれども、当事者が仲裁合意で使用する言語を日本語であるという事で定めたというところで始まって、口頭の審理期日があるわけだけれども、そこでいきなり相手が英語で始めてきたという場合、そういう場合にも、直ちにそこで異議を述べないと遅滞をしたことになって、後、英語でやられてしまうおそれもあるということでございます。そういう例が仲裁の中では考えられる

ということでございます。

○石原(健)委員 二十八条の第三項の規定を置いた理由をお聞かせください。

○山崎政府参考人 まず、二十八条の規定でございますけれども、仲裁地は当事者が合意によって定めるところによるということになるわけでございますが、これは、仲裁地が定まりますと、裁判所の協力を得たい場合もその仲裁地の裁判所とか、仲裁地というのがあるいろいろなものの基点になつてくるわけでございます。

そこで、定めるところで仲裁のいろいろ審理手続を行っていくことになるわけでございまして、けれども、当事者それから仲裁人、複数の場合、それからあるいは証人等の所在地が異なるというような場合、そうなりますと、審理や仲裁人間の評議を仲裁地のみで行うということになりますと、その都度関係者が参集するということが必要になつてくるわけでございます。そうなりますと、かえつて審理が遅延してしまうというおそれもあるということから、場合によってはそれで過大な費用がかかるということにもなるわけでございます。

そこで、こういうようなことを避けるため、当事者間に別段の合意がある場合を除いて、仲裁廷の判断により、仲裁地以外の場所で審理等を行うことができるということにしたわけでございまして、当事者の便宜と迅速のため、こういう理由でございます。

○石原(健)委員 三十一条三項の関係ですが、これも、「時機に後れてされたもの」というのは全くケース・バイ・ケースと考えてよろしいのでしょうか。

○山崎政府参考人 基本的にはケース・バイ・ケースということになるかと思ひます。

例えば、それを抽象的にちよつと申し上げますと、通常の事案であれば、変更または追加をすべき適切であつたと考えられる時期、これを過ぎちゃつたという場合になるのかと思ひます。それからまた、それまでの仲裁手続の状況や、その時

点まで当該変更または追加がされなかつた正当な理由があるかどうか、その理由の有無、これを考えなきゃいかぬということになります。それから、変更または追加を許した場合の仲裁手続の遅延の有無、あるいは反対当事者との公平、真相解明のために変更または追加を許すことの必要性、こういうものが総合勘案されるということになるかと思ひます。

これでも非常に抽象的でわかりにくいと思いますが、具体的に申し上げますと、仲裁手続の中で、当事者双方の陳述に基づいて争点が整理をされた、証拠調べも終了したという段階において当事者から陳述の変更または追加がされたような場合、こういうような場合は、せつかくそれでやつてきたのにこれで手続がおくられてしまうということと、そこで主張が制限をされるということもあるかと思ひます。

○石原(健)委員 三十四条には鑑定人の規定がありますが、仲裁手続における鑑定人はどのような立場で鑑定を行うのでしょうか。

○山崎政府参考人 現在では、仲裁人が用いられる範囲、非常にこれは拡大しております、専門分野の細分化も進んでいるという状況でございます。仲裁人が常に十分な範囲の専門知識を保持するということは困難な時代になっております。そこで、仲裁人が必ずしも十分な専門知識を有しない問題点について、他の者を鑑定人に選任することによってその知識等を補充するということを認めるのがこの規定でございます。

この鑑定人は、仲裁人を援助する立場の者でございます。したがひまして、仲裁人と同様に公正中立な立場で自己の専門知識を仲裁人に提供するという立場を設けて、速やかにいい判断ができるようにということでございます。

○石原(健)委員 仲裁人なり仲裁廷が選ぶ場合に、基準みたいなものは特別考えられなくてよろしいんですか。

○山崎政府参考人 これはケース・バイ・ケース

でございますので、特段基準があるというわけではございませんが、その専門知識に一番匹敵するお人、それから、これは任意で協力していただくわけでございまして、任意に協力していただける方、こういうことにならうかと思ひます。それから、先ほど申し上げましたように、中立公正な立場で鑑定を行える人、こういうことだろうと思ひます。

○石原(健)委員 三十五条の関係の裁判所により実施する証拠調べですが、仲裁廷のほかに裁判所が証拠調べができるとしているのはどうしてなんでしょうか。

○山崎政府参考人 仲裁廷は、当事者の仲裁合意に基づいて審理、判断をするという立場でございますので、伝統的に、仲裁廷には訴訟において認められるような強制的な権限、これは認めないということで仲裁というのは一般的に考えられているわけでございます。

しかしながら、仲裁合意の対象の紛争であつても、訴訟におけると同様の事案の解明、この手続を十分に保障する必要があるということになります。全くそれができないということになると、真相解明ができなくなる、判断もできなくなるということでございます。

例えば、第三者から事情を聴取するような場合には、任意に協力してくれない限り、仲裁手続においては事情聴取することができないわけでありまして、これでは正しい判断ができないということになりますので、そういう場合には、裁判所の方にお手伝いをしていただくという事で、裁判所の方に申し入れて証拠調べをしてもらえらるということにしているわけでございます。

そういう関係からこのような規定を置いてあるという事で、これは新しい規定ではなくて、現行法でも置いているものだということでござい

○石原(健)委員 終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

法務大臣にお聞きしますが、仲裁の本質というものをどうとらえていますか。

○森山国務大臣 仲裁は、当事者が、裁判所以外の第三者に争いを判断させ、その判断に服することを合意し、その合意に基づき紛争を最終的に解決する制度でございます。その本質は当事者自身による裁判外の紛争解決手段、いわゆるADRでございます。

司法制度改革審議会の意見におきまして指摘されましたように、社会で生じる紛争につきまして、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとしたしまして、紛争の深刻化を防止する上で大きな意味があると存じます。そこで、司法の中核たる裁判機能の充実と並んで、ADRが国民にとって魅力的な選択肢となるようにその拡充、活性化を図るべきであると考えているわけでございます。

○木島委員 答弁はADRということですが、単なるADRではないですね。仲裁の本質は私設裁判だ、これはもう民事法学者の共通した認識です。両当事者間の民事上の紛争解決を裁判以外の仲裁廷に委任し、その裁定にすべてゆだねる。もつと言いますと、裁判を受ける権利を放棄する、そこに本質があるんじゃないかと思えます。両当事者の仲裁合意による裁判を受ける権利の放棄。だから、一たん仲裁合意がありますと、仲裁廷にすべてをゆだね、どんな仲裁廷の判断がなされようと裁判を起させない、それが仲裁の本質だと思ふんです。

そこで、突っ込んで聞きますが、憲法三十二条には「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」という大原則があります。しかし、この憲法上の権利を民事の両当事者が自主的に放棄するところ、仲裁の本質があるんじゃないか。そうしますと、仲裁の合意というものを安易に認定されますと、裁判を受ける権利が侵害されることにつながりかねない、そういうお

それを持った制度だということを私は感じるんですが、法務大臣はそういう危惧を持たれませんか。

○森山国務大臣 確かに、両当事者が合意した上で、裁判ではなく仲裁にゆだねよう、その決定に従おうということでありまして、裁判にはしないという意味で、おっしゃるような問題がないとは言えないと思います。

○木島委員 そこで、そういう根本的な問題を持つていっているのが仲裁合意ですから、法案第二条は定義が非常に大事だ。

「この法律において『仲裁合意』とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意をいう。」

現に発生している紛争解決だけじゃなくて、将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部、一部の解決をゆだねていくということも仲裁合意の中に含まれていくわけでありまして、そこが非常に大きな問題をはらんでいるんじゃないかと思えます。

そこで、法務大臣に聞きますが、そこに危惧を感じたんでしよう、この法案は、附則におきまして二つの例外をつくりました。

一つは、消費者と事業者との間の仲裁合意を解除できるという条文を入れました、附則で。それからもう一つ、個別労働関係紛争についての仲裁合意は無効とした。いずれも将来の争いに関する合意は無効です。またどんな争いが発生するかわからない段階で消費者と事業者とが契約をした、その中に仲裁合意があったときは解除できる。将来の労使間の紛争がある、しかし今はない、そういう段階で労使が仲裁合意をした、そういうのは無効だという歯どめをかけました。

大臣に聞きます。何でこの歯どめがかかったのでしょうか。

○森山国務大臣 仲裁は、今おっしゃいますように、仲裁人の判断に服するという合意に基づく制

度でございますので、仲裁人の判断に不服があつても、後で裁判で争うことができないわけでございます。

この点、消費者は、物品の購入等の契約の際に、仲裁の意味を理解していないという方が多うございますし、仲裁の意味を仮に理解していても、事業者との交渉力の格差から、仲裁合意を結ばざるを得ない場合が多いというふうに思われます。

また、労働者は、労働契約を締結する際に、仲裁の意味を知らないということが多く、仲裁の意味が仮にわかっていても、事業主との交渉力の格差から、事業主の提示した内容で仲裁合意を結ばざるを得ない場合が多いのではないかと考えられます。

そこで、この法律案では、消費者と事業者間の仲裁及び個別労働関係紛争に関する仲裁について、特則を設けることにしたものでございまして、これらについて特則を設けることにすれば十分ではないかと考えたわけでございます。

○木島委員 要するに、こういうことですね。消費者と事業者の間には大変大きな力関係の格差がある。労働者と雇用する事業主との間にも大変な力関係の格差がある。そういう力関係の格差がある両当事者が、まだ将来どんな争いが発生するかわからない段階で、仲裁に服しますなという合意が結ばれたとすれば、後になって実際紛争が起きた、こんなもの、裁判で自分の権利を守らなさいかぬと思つても、裁判を受ける権利が失われてしまふ。

そういうのは余りにも、社会的弱者の方ですね、消費者と事業主なら消費者が弱者、労使なら労働者が弱者、弱者の方の裁判を受ける権利だけは保全しよう、そういう立法の趣旨が辛うじて附則に盛り込まれた、そう聞いていいですか。

○森山国務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○木島委員 そうしますと、我が国において力関係が圧倒的に格差のあるのは、消費者契約法に基

づく消費者と事業主、あるいは労使関係の労働者と事業主、ただではありません。事業をやっている企業対企業の取引でも、圧倒的力関係の格差のある契約がたくさん日本社会にあります。

挙げてみましょうか。製造業、下請契約。圧倒的な力のある発注者と、全く個人事業主と言つていいような力のない事業主とが下請関係に入りまふ。流通もそうです。運送なんかもそうです。圧力的力のある大きな発注者と、まあ白トランクを持つていような、そういう事業主たる運送事業者との結ぶ契約、圧倒的力関係の差がありますね。

そうすると、この仲裁法でせつかく消費者契約法に基づく消費者対事業者の場合には解除ができる、労使関係の場合は将来の紛争についての仲裁合意が無効だ、そこまで社会的弱者を救済しよう、守つてあげようという配慮をしたのなら、そういう圧倒的力関係の差のある大企業と本間に零細企業とが結ぶ、あるいは結ばざるを得ないような下請契約とか、流通もそうですよ、コンビニ契約なんてそうでしょう、そういうのも、まだ将来どんな紛争が発生するかわからないような段階で結ばざるを得ないような、結んでしまふような仲裁合意は、無効ないしは取り消すことができるという救済措置を入れるべきではなかったか。何でそういうのを入れなかったのでしょうか。

○森山国務大臣 契約の当事者がいずれも事業者の場合につきましては、消費者契約には該当いたしませんし、附則第三条による保護を受けることはできないということになっております。これは、事業者間の契約については、当事者がいずれも事業に關して締結するものでございまして、事業者間の契約を一般的に保護する規定はないということによるものでございます。

○木島委員 だから、私は言うんですよ。両当事者は確かに事業者だと。下請契約なんかそうですよ。圧倒的力を持った発注者、本場にしがたい工賃稼ぎして日々生活をしているような零細弱小の事業者とが契約を結ぶんです。製造契約でしょ

う、部品をつくる契約。しかし、下請の方は、契約書に判を押さなければ仕事もらえないから、あしたから生活できない。今、日本の下請業者、みんなそういう状況で苦しんでいますね。そういう下請契約書の一番末尾に、この契約に關して発生した将来の紛争についての解決は裁判をしてはならぬ、仲裁でやるといふような項目が書かれていた、それが不服だといって、契約締結を拒絶できないでしよう。契約締結を拒絶したら、あしたから生活できない、生きていくことができないという状況に置かれていくんですからね。

ですから、今大臣は、事業者が両当事者の場合には附則による救済はないんだとおっしゃいましたが、余りにもそれは、対等、平等の力を持った事業者同士の仲裁合意ならいいですよ、私は。そんな文句言いません、裁判は嫌だというのが仲裁廷に任せるという合意、結構ですよ。あるいは、今、現に機能しているのは国際間の商事取引でしょう。そういう国際取引をするような、言ってみれば社会的力のある日本の企業とアメリカの企業が仲裁合意を結んで、仲裁廷に判断をゆだねて、日本の裁判所やアメリカの裁判所で裁判を受けることはやめようというのは、いいですよ。

しかし、そういう圧倒的力関係の差のある事業者同士の場合は、消費者と事業者との契約と、ほとんど実質、同じじゃないですか。労使間とも、実質、力関係の差といえば同じじゃないですか。どうしてそこまで手当てしてあげなかつたんでしょうか。これからでも遅くないから、そういう附則をつくるべきじゃないですか。

○森山国務大臣 契約にはいろいろなものがございます。先生のおっしゃるようなものも現にあると思いますし、個人と大企業というのがありますし、いろいろなレベルのいろいろな人がおりますので、どこかでじめといふことになりまうと、とりあえずこのようなり方が適當なのではないかということであつたわけでございます。

○木島委員 私はなぜこういふことを言うかとい

うと、やはり契約が取り結ばれる、こういう大企業と零細との間で結ぶ契約なんというのは、大企業が契約書をつくっているんですよ、ひな形を。約款といいます、非常に何十条とある、大企業に有利なことが、ずっと条文がありますよ。その末尾に、仲裁合意を結ぶなというようになことを書かれるんです。

そういう基本たる契約、下請契約またコンビ二契約その他、そういう契約を結ばざるを得ないような、不満でも、将来争いが起きたら裁判を受けたらと思つていても、そういう仲裁合意があるということゆゑに、契約を拒絶できないぐらに力関係の弱い当事者が心ならずも結ばざるを得ないような仲裁合意は、これは仲裁合意として無効ないし取り消しできるということにしたいものじゃないですか。あるいは、そうなりませんか。

では、これは事務局長に。そうなると言つてくれれば非常に結構なことだけれども。そういう仲裁合意は無効だと。

○山崎政府参考人 基本的に、先ほど大臣から御答弁させていた、だきましたけれども、委員が御指摘の事業者間の格差、これは、では事業者間でどういう基準で格差があるかということをはつきり線が引けないですね、まず。それから、やはり事業者は、独自で行動を判断して動けるということとが前提なのが事業者でございます。そこで、そういう基準は置いていない。

仮に、今委員が御指摘のとおり、では本当に詐欺とか強迫的な状況の中で意思表示をしたということになれば、そういう影響があるようなものについては民法上の規定があるということ、それが無効であるとか取り消せる、そういうようなことになるわけでございます。そこは一般の民法上の仕切りにゆだねる、こういうふうな考えただけでございます。

○木島委員 事は裁判を受ける権利、憲法三十二条ですべての国民に保障された権利が、心ならずも締結せざるを得ない仲裁合意、これはもつと言

えば下請契約の中に盛り込まれるような仲裁合意に書き込まれている。それを今、事業者間の契約だから有効だなどという答弁では、私は、この法案の中心部分に憲法違反のそしりも受けかねないような重大問題が秘められているといふことを指摘して、そればかりやつていくわけにいきませんから、次の質問に移ります。

では、この附則に、消費者契約における仲裁合意と個別労働関係に関する仲裁合意を無効あるいは解除できるとしたんですが、それは結構なんです。『当分の間』なんという余分な四文字がついています。何でもこんなものを『当分の間』にするんですか。そんな力関係が差があるのなら、最初から永久に無効、解除できるとしたらいいんじゃないですか。『当分の間』というのはどのぐらいの長さなんでしょうか。

○森山国務大臣 現在の国内における仲裁制度の利用は非常に少のうございまして、仲裁制度が国民に広く理解されているとは言えないのが現状でございます。

そこで、仲裁制度の利用状況の推移とかADR機関の発展を踏まえまして、仲裁についての理解の深まりの程度を前提といたしまして、消費者契約及び個別労働関係紛争の特性やその紛争処理のあり方について検討いたしました上で恒久的な措置を検討する必要があると考えられるわけでございます。この措置については、今後、内閣府国民生活局及び厚生労働省においてそれぞれ検討されるものと承知しております。

『当分の間』という期間につきましては今後の検討ということになりますけれども、担当部局におかれましては、先ほども挙げましたいろいろな点を考えあわせられまして、相当の時期に見直しをされるのではないかとこのうに期待しております。

○木島委員 次に、では、つくられる仲裁廷が何によつて仲裁判断を下すかの、仲裁判断における準拠すべき法について聞きます。法案第三十六条であります。

これが裁判であれば、法と証拠に基づいて厳格な判決が下されるんですね。それが不服なら当事者は二審、三審と最高裁まで自分の権利主張ができる、しかし仲裁はそれが全くない。

それで、仲裁廷はなにに基づいて判断するのか。三十六条には一項で、仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は当事者が合意によつて定めるところによると。何に基づいて仲裁判断をするのかのその判断の準拠法も当事者の合意だ。それは仲裁の本質だから、それでいいでしょう。

この法というのは何ですか。日本法による、あるいはアメリカ法による、そういう大きな日本法によるというものなんですか。それとも、日本国内の争いに関して、例えば民法があり、商法があり、民事特例法があり、さまざまな社会立法があります。社会的弱者を救済するたくさん法のがあります。当事者は仲裁合意において特定していいんですか。

○森山国務大臣 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法というのは、第一に当事者が合意した法になります。ですから、例えば仲裁の対象となる契約上の紛争についてフランス法を準拠すべき法律とするという合意ができましたら、その契約の効力についてはフランス法が準拠法となるというようなくあいでございます。

ただし、当事者の合意が我が国の強行法規に違反する場合には、その合意に基づいて仲裁判断をすることはできませんし、そういう制約はございませうけれども、基本的には当事者の合意ということになるわけでございます。

○木島委員 はあ、そうですか。それでは、当事者が合意しても絶対そういうものに準拠してはならぬという合意は、日本の場合、強行法規に反する約束をしても、それはだめだということだけですか。強行法規だけですか。もう商法は適用しない、民法でいいとか、あるいは、強行法規とまでは言えないけれども、社会的弱者を救済する法体系はたくさんありますね、日本に。行政法規もあるでしょう、民事法規

もあるでしょう、商事法規もあるでしょう、社会的弱者を救済するための法律だが強行法規とまでは解釈できないもの、そういうのを排除するという仲裁合意をしたら、それは有効ですか。そんなものに拘束されたら、社会的弱者はどうなるんでしょう。強行法規違反だけですか。

○山崎政府参考人 基本的には、この仲裁判断の取り消しのところにはつきり書かれておりますけれども、公序良俗違反のものはいかぬということが書かれておりますけれども、それ以外の点については取り消しの事由にもなっておりませんので、それは当事者間の合意で行われるわけでございますので、そこを制限するものはないというふうに理解しております。

○木島委員 そうすると、これは大変な問題が生ずるわけでありまして、大臣、さつき、社会的強者と社会的弱者との間で取り結ばれる仲裁合意も有効だ、消費者でなければ、力関係の差があつても事業者間の取引契約なら将来発生する紛争に関する仲裁合意も有効だと。ただ、その仲裁合意は、強行法規に反するような法律で仲裁をしてはいかぬぞということだけだということですね。

今確かに事務局長おっしゃったように、法案でいくと、仲裁の取り消し、四十四条と、仲裁判断の承認という裁判所がやる承認、四十五条、このところに、公序良俗に反することはいかぬと。公序良俗に反する仲裁判断に対しては取り消し請求もできるし、裁判所は執行文の付与といえますか、強制執行ができる、そういう承認、仲裁判断の承認をしなくてもいいと、公序良俗に反する場合のみが書かれているんですよ。何か私はよくわからないですね。

では、強行規定ではない、いろいろな社会的弱者を守る法が、日本にはたくさん法体系がある、そういうものは全部公序良俗違反として、日本にあるさまざまな社会的弱者を救済する法律に反するような仲裁判断が下ったときには、四十四条の公序良俗に反する仲裁判断として取り消しできますか。あるいは四十五条に基づいて、そういう仲裁

裁判所には裁判所は承認しない、執行できないというところで救済されることになるんでしょうか。全然この法律ではわかりません。答弁してください。

○森山国務大臣 著しく社会的公正にもとよむな判断が下った場合には、先ほど事務局長がお話し申し上げたような公序良俗に反するということになるのではないかとこのように思います。

○山崎政府参考人 具体的にどの法律ということを私はちよつと申し上げられませんが、民法で一応の原則が決まっています、それから弱者保護の法律がもしできておるとすれば、それは一種の強行法規的な考え方になるんだらうと思います。ですから、それに照らしてということ、そこを全く排除するような仲裁判断が出たときには、先ほど申し上げました、八号ですか、この問題にもなり得るということだらうと思います。

○木島委員 大変大事な答弁ですね。

例えば、下請代金遅延防止法という法律があるんですよ、下請契約を律する。これは民法じゃないですよ、社会法ですよ。下代法、下代法と言っています、経済産業省所管でしょうか。不十分であります、一定の規制がありますよね。それが強行法規かどうかはちよつとわかりませんが、私も、まだ勉強していません。しかし、そういういろいろな日本の社会立法には、民事法上の強行法規なのか、私的約束によつてねじ曲げている強行法規でないのか、グレーゾーンとかいろいろあるんですね。

そうすると、今の事務局長の答弁は、さつき大臣の答弁、最初の答弁は、強行法規違反の仲裁合意はだめだよと言ったけれども、もうちよつと広げてくれるわけですね。強行法規に準ずるような社会的弱者救済の法体系に反するような仲裁合意とか仲裁判断とかいうのは排除できる、もつと言え、取り消しができるし、執行文を付与しないということ、を広げて結構ですね。それなら、大変立派な答弁になる。

○山崎政府参考人 要は強行法規の解釈でございます

まして、それに準ずるということと広げるかどうかはまた別でございます。この法律が強行法規の性格を持つか、その判断であるということでございます。いまして、ちよつと具体的な法律については、現在、これだというものをちよつと申し上げることができませんけれども、一般論はそういうふうにご理解をいただきたいと思ひます。

○木島委員 怪しくなってきましたが。

法案第三十六条の第二項には、要するに、「前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。」これは恐らく、当事者が日本の企業と日本の国民の場合なら日本法を適用しようという意味なんですよ、特別に合意がないときは。そして第三項には、「仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。」とあります。善により判断するもの、まことに倫理的な言葉が入り込んだ感じなんです、これはどういうことでしょうか。

○森山国務大臣 衡平と善というのは、その事案に適した具体的正義の原理を適用するということだと思います。衡平と善の区別というのは明確ではなくて、あわせて一つの言葉として使われることが普通であると聞いております。

○木島委員 そうすると、この仲裁判断において準拠すべき法第三十六条三項の衡平と善という言葉と、仲裁の取り消しを規定した四十四条の公序良俗に反するものは取り消せるという場合の公序良俗という言葉と、四十五条の仲裁判断の承認、執行文の付与ですね、この場合も裁判所は承認しなくてもいいという場合の公序良俗、その公序良俗とこの衡平と善というのはイコールでしょうか、違うんでしょうか。

○山崎政府参考人 ちよつと専門的なことでございますので、私の方から答弁させていただきます。

衡平と善ということは、今大臣からも御答弁あ

りましたけれども、その事案に適した具体的正義の原理の適用ということでございます。すなわち、準拠法のルールに従つて法令を適用した場合に、その法令が正義に反すると考えられる場合に、その法令を適用せず、事案に応じて妥当な解決を図るということでございます。

公序良俗の問題は、社会的妥当性のことをいうこととされておりますけれども、公序良俗違反は仲裁判断の取り消し事由の一つであるということですから、こちらの方がはるかに重いといえ、重い事由でございます。衡平と善といふところは、その結果が社会的に見て余り妥当とは言えない、平等とは言えない、しかしそれが、平等ではないから衡平と善に基づいてやるわけですが、でも、その結果が、では、公序良俗に違反するとま、それほどの違法性の高いものというわけではないということ、おのずとこの間には差があるというふうに私の方は考えております。

○木島委員 では、一つ設問を出してみようか。交通事故が起きました、あるいは損害賠償事件が起きました。被害者と加害者が争います。調停になります。いろいろ調停で話し合いをして、被害者の方は、せめて五千万の損害賠償は当たり前だと要求して頑張り。加害者の方は、まあこれは二千万ぐらいがいいところだということで争う。日本の判例体系もある、徹底的にこれが裁判になれば三千万ぐらいの判決がもらえそう。だというような事案のときに、五千万か二千万かで争つちよつと、結局調停が不調になる。そして、その段階で仲裁合意ができた、では仲裁廷に任そうと。いつたときに、その仲裁廷の仲裁官が一千万で仲裁しちゃったと。

要するに、日本の法体系あるいは判例体系から想定される一定の枠ですね、その枠からはみ出したような仲裁の金額を出したというような場合には、公序良俗違反で取り消しできますか。あるいは、そういうことを仲裁廷はやつちやいかぬ、あるいは判例で予想されるような枠の中で仲裁しなさいよという制約は仲裁廷には課せられる

んでしようか。この法案はどのような基本的スタンスに立っているんですか。

○山崎政府参考人 その点につきましては、一万万だからといって公序良俗に違反するというふうには考えられません。そういう判断について最終的にはゆだねたということでございますので、それは幾ら何でも、その一千万が公序良俗違反か、これが十円だということになれば……(木島委員)

「では、百万の場合と呼ぶそれは事案、事案によつてでございますけれども、ちよつと百万といつても、どういう事案か、態様なのかをきつと判断しなければなりませんけれども、仮に二千万から一千万という範囲でそれが公序良俗違反かと言われると、一般的にはそうではないだろうというふうに考えております。

○木島委員 時間ですから終わりますが、これは裁判権の放棄でありますし、裁判権を行使できないという仲裁の合意という本質からいって、仲裁合意が本当に対等、平等の両当事者間の真意に基づく合意でなければ、そしてもう一つは、仲裁廷が本当に中立公正の立場に立つて仲裁が行われなければ、どんな法律に準拠して仲裁が行われるかあたりもしつかりしたものがなければ、私は、社会的強者のためのものにこの仲裁法が使われる、そして、社会的弱者は知らぬうちに契約書にサインしたら裁判を受ける権利も投げ捨てたような結果になった、そんなことがこの仲裁法から生み出されたら断じてこれは容認できないと思ひますので、きょうで終わりにやありませんから、この次また質問します。きょうのところは終わります。

○山本委員長 保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。法務大臣に伺いますけれども、国民にわかりやすく、仲裁というのとはなかなかなじみがないという話が出ておりますけれども、仲裁と調停の違いというのをわかりやすく説明するとすれば、どんなことになるんでしょうかね。

○森山国務大臣 確かに仲裁というのはなじみがございまして、百年以上にわたつて抜本的な改

革もされないでそのまま参つたようなものでございますので、多くの方が御存じないということとは普通に考えられることでございます。

まず、仲裁というのは裁判外の紛争解決手段の一つでございますが、紛争解決について第三者が判断し、その判断に当事者が拘束され、かつ、当該判断に基づく強制執行も認められるのに對しまして、ADRの他の調停等とありましては、紛争解決の内容についても当事者が合意するものであつて、かつ、裁判所が行う民事調停等の一部のものを除いて、一般のADRとして行われる調停は民法上の和解の効力を有するにとどまる点が違うかと思ひます。

○保坂(展)委員 なかなか、ちよつとわかりにくかつたような気がするんですが、要は、当事者を直ちに拘束するところが仲裁であつて、当事者間の互いの了諾といひますか、これを求めるところが調停だといひような理解かなと思ひますけれども。

これはきょう議論になっていますが、これだけ放置されてきた、一八九〇年からも何年たつていふんでしようか、百十年以上たつていた原因といひのは、大臣の所感として何が原因だつたと思ひますか。

○森山国務大臣 この仲裁法の見直しにつきましては、最近の経済活動の国際化に伴ひまして、仲裁制度を利用して国際的な紛争を解決することが重要になってきたといひことが一つございまして、昭和六十年に、国際連合の国際商取引法委員会におきまして国際商事仲裁模範法が採択されてからは、各国で仲裁法の制定や改正が活発に行われてまいりました。

国内においても、紛争の多様化に伴ひまして、仲裁制度等の、裁判によらない紛争解決制度を整備する必要性が叫ばれてまいりました。そのような状況から、司法制度改革審議会の意見におきまして仲裁法制度の整備が取り上げられたわけでございます。しかし、近年においてこのような法改正の動きが高まるに至るまでは、我が国における仲

裁制度の利用が低調であつたということもありまして、抜本的な改革がされないままに過ぎてしまつたのでございます。

○保坂(展)委員 山崎事務局長に伺ひますけれども、一九八五年ですか、昭和六十一年の会議の場にいらつしやつたといひことですが、私、広辞苑を引いてみたんですが、ちよつと聞いてください、どつちについての説明なのか。「争いの間に入り、双方を和解させること。仲直りの取持ち。」「当事者双方の間に第三者が介入して争いをやめさせること。これは仲裁、調停、いづれを指している広辞苑の解説か、どういふふうな専門家として感じますか。

○山崎政府参考人 ただいま読まれた仲裁といひのは、けんかの仲裁のような感じで聞こえるんですが、けんかの仲裁といひようないメージでちよつと聞かせるわけでございますが、第三者が入つて、どちからかしろといひうふうにかくといひことになれば、これは仲裁であらうと。それから、お互ひに話し合つて、これでいきましようといひことになれば、調停的なものといひ理解だらうと思ひます。

○保坂(展)委員 これは、私の部屋にある広辞苑がちよつと版が古いので、今改訂されているかも知れないんですが、実は逆なんです。仲裁は「争いの間に入り、双方を和解させること。仲直りの取持ち。」と書いてあるんです。調停は「当事者双方の間に第三者が介入して争いをやめさせること。」「その次に「仲裁」と入つてくるんですね。

これは、だから要するに、これは、一番目に來ている語句解説ですよ、辞書でいへば、法的なところは二番目にちゃんと書いてあります。当事者間の、直ちに拘束するものが——もう後ろに用意されていまして。しかし、日本語として、よく使われる言葉として、夫婦げんかは仲裁に入るの、難しいねとか、隣の境界線紛争を調停してくれ、人はいないだろうかとか、仲裁の方が比較的良好に終わるかもしれないが、この権威あるとされ

る辞書でも、専門家中の専門家が聞いてもちよつと混同するようないふと、やはりそれだけ、まだまだ概念として根づいていないといひことはあるんじゃないんですかね。どうですか。

○山崎政府参考人 大変失礼しました。けんかの仲裁といひのは一般的に言われる言葉でございますけれども、こゝで言う仲裁は、まさに明治二十三年に成立した法律、そこでもう既に仲裁といひう文句が使われているわけでございます。英語で言うアビトリションでございます。英語でも、それはもう世界的には共通の文句といひこと、それを翻訳したものといひことでございます。普通、社会で言われている仲裁とはちよつとイメージが違ふかもしれません。

○保坂(展)委員 私、広辞苑をちよつと引いてみたのは、私自身もよくわからなかつたから、素朴に、辞書を見てみれば、どんなふう書いてあるのかなと思つて引いてみたわけですね。そうすると、もう一回繰り返しますけれども、「争いの間に入り、双方を和解させること。仲直りの取持ち。」「が仲裁で、調停が「当事者双方の間に第三者が介入して争いをやめさせること。仲裁」と書いてあるわけですね。なかなかわかりにくい。

そしてこゝで質問なんです、今回の新法によつて、仲裁について、先ほど来の質問にもあつたように、多くの国民が改めて知ることになり、そしてまた正確に理解する必要もありといひことですが、明、明治二十三年來あつた仲裁の制度について、何%の国民が認知をしていたか、どのぐらいの人が知つていふだろうかといひ、何かデータとか調査とかありますでしょうか。あるいは逆に、なければ、どういふ実態だと把握されていふますか。

○房村政府参考人 仲裁をどの程度知つていたかといひことについては法務省等でアンケート調査を行つたといひことは残念ながらございません。

ただ、例えばこれは商事法務研究会が会社法務部を対象にいろいろ調査をしたアンケート調査の

結果がございます。その中で、紛争解決方法として、例えば仲裁というようなものを過去利用したことがあるかと認知しているかというようにことを、回答を求めております。

これはどうしても、法律的な、法務部門を抱えているところを対象にしておりますので、一般国民よりは格段に認知の度合いは高いのではないかとはいえますが、その結果で見ますと、例えばアンケートのうち、仲裁を過去利用した経験があるというようなものについてはおおむね一割程度というふうなことになるかとありますが、認知、仲裁という制度があるかどうかということについては、これはやはり大半のところを知っている。もちろんこれは会社法務を持つているところが対象でございますので、広く一般国民を対象にしたというものになりますと、ちよつと私どももわかりかねますが。

○保坂(展)委員 民事局長がお答えになつていただいたアンケートですけれども、これはいわば企業でそういった担当の窓口に立つ方の認知度で、当然それは知っている方も多いし、使ったこともあるというのが一割と。

事務局長、いかがですかね。今現在で、日本国民、何%ぐらい、これは制度として知っているんでしょうか。

○山崎政府参考人 まずお答えするのが不可能な状況だと思えますけれども、これは本当に、ちよつとアンケートをやってみないと、抽出もやってみないとわからないと思えます。

それにしても、例えば、先ほど来出ております建設工事紛争審査会、これについては大体、建築工事の契約を結ぶ場合には仲裁条項が入っているというふうに思われますので、家を建てる方とか、そういう方についてはある程度は浸透しているというところであらうかと思えます。あと、また、消費者の問題でも、いろいろセンターとかございまして、そういう中で仲裁とは何であるかというところを御存じの方もおられるだろうと。ただ、全体としてはすくなく少ないであらうという

うふうに思います。

○保坂(展)委員 意外とこれは重要なことで、仲裁というのは、けんかの仲裁という意味ではだれもが知っているんですね、言葉として。子供が一番よく使うかもしれないですね、けんかしますから。仲裁に入つてくれという。

ただ、制度としてどのぐらいの国民が知っているかというのは、ほとんど知らない実態だと、消費者と個別労働紛争について除外されましたけれども、かなり多くの国民がこの制度に、知つてか知らずか、いわば契約当事者になるということはあるわけですから、それはぜひ、次回の質疑までどのぐらいかというのを、あらあらでもいいです。ちよつと探してもらえないですかね。ないんですかね。どうでしょう。

○山崎政府参考人 そのような観点から調査をしたことはございませぬ。探してはみますけれども、なければ、お許しをいただきたいというふうに思います。

○保坂(展)委員 はい。

それでは、先ほど事務局長が、やはり日本にはお上という感覚、これは裁判所ということでは本当は困るんですけれども、お上ということじゃないはずですからね、国民主権ですから。ただ、そういった意識が封建時代以降の意識としてまだ引きずっている部分があつて、ということではないかと、調停仲裁機関として先ほど来挙げられている例えは建設工事紛争審査会、これはよく使われているということですが、単に公害等調整委員会や都道府県労働局、これは紛争審査会、新しくつくられていますよね。こういったものが使われているのに対して、民間の機関の使いぶりについて質問したいんですね。

民間の場合、国際商事仲裁協会であるとか日本海運集会所、知的財産仲裁センター、かなり話題を呼んだみたいですが、これらの処理件数は直近でどんなものですか。どのぐらいの処理がされていて、活発ですか。あるいは、活発でないとしたら、その理由は何でしょうか。

○山崎政府参考人 ちよつと件数を申し上げます。

平成十三年でございしますが、海運集会所、これは大正十五年からできているものでございしますが、仲裁判断に至つたものが六件、取り下げが十四件、それから、そのうちの和解によるものが二件、こういう内容です。

それから、日本商事仲裁協会でございますけれども、これは昭和二十八年にできたものでございします。仲裁判断に至つたものが七件、取り下げが七件という内容でございます。

それから、日本知的財産仲裁センター、これは平成十年からでございますけれども、仲裁判断がゼロという内容でございます。

それから、弁護士会の仲裁センター、これは平成二年からできておりますが、十三年は仲裁判断が十三件という内容でございます。

このように、民間型の仲裁、利用が少ないという内容でございます。

やはり、なかなか、国民の意識が、裁判で決着をしよう、そういう意識が強いということ。

それから、やはり、実際、仲裁のメリットというんですか、これが知られていないというふうなところ。そういうようなことが複合して、なかなか門戸をたたかないという状況が続いているのではないかとこのように考えられます。

○保坂(展)委員 それでは、法案に即して少し聞いていきたいと思ひます。

これは第十八条の關係ですけれども、忌避の問題ですね。仲裁人に対して忌避ができる。これは、相当の理由があるときというふうなことにありますけれども、どういう理由を想定してのことなのか。これは十八条の二号の關係で、お願いいたします。

○山崎政府参考人 十八条では、仲裁人に公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、当事者は仲裁人を忌避することができるということになっているわけでございます。

この趣旨は、仲裁人は、当事者の信託に基づいて仲裁判断をして紛争を解決するという重大な職責を担うということから、当事者から独立した中立的な立場で公正に仲裁手続を行う必要がある、これを制度的に担保するものである、こういうことになるわけでございます。

具体例としては、しばしばたわれるのは、当事者の顧問弁護士であつた者とか、あるいは親族關係者である者、それから、仲裁人が事件またはその当事者と一定の關係にあるために公正な仲裁判断が期待できないという場合、それから、それまでの仲裁人の具体的な行動から、どちらかにかなり味方をして、へんばな判断をするおそれがあるとか、そういうような、いずれも仲裁人の公正性または独立性について正当な疑いを生じさせる場合があるというふうな考えられるわけでございます。

そういうことから、この規定が置かれたということでございます。

○保坂(展)委員 ということは、例えば、高校時代のクラスメートだったとか、同じ会社で一定の期間働いていたとか、そういうのはやはりだめなんでしょうか。

○山崎政府参考人 世の中に間々あることでございまして、その關係が、例えば、何か個人的に経済的にどちらかの依存關係にあるとか、そうなりますと、これはやはり平等でない判断をされるおそれがあるというふうにつながるおそれもございします。しかし、そうじゃない限りで、知つていてというだけでは、これは、へんばな判断をするかどうかという当然の理由にはならないということでございます。

○保坂(展)委員 これは實際に、十八条の後の方の三、四には、仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、自己の公正性、独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を全部開示しろという規定がありますよね。それから、逆に、仲裁人になつた方についても、手続の進行中、当事者に対し、今と同様の公正性、独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実、これを遅滞

なく開示しろ、こういういわば義務が課せられて
いますけれども、この基準というのとはなかなか明
快にできないですね。ケース・バイ・ケースとい
うわけにいかないような気がするんですけども、
どうですか。

○山崎政府参考人 これはなかなか、では、具体
的にもう少し明確にしろという御指摘だろうと思
いますけれども、これはいろいろなケース・バイ
・ケースの問題がございまして、これを一定の
理由で書くこと以外が漏れてしまうというよう
なこともございまして、ケース・バイ・ケース
の中で判断をしていただく。

ただ、仲裁人になろうとする者は、やはり当事
者から見て自分の立場が疑われるだろうと思われ
るようなものはすべて開示をしていただきたい、
その上で公正な判断を仰ぐ、当事者がそれでは困
るという判断を与えていただきたいということでご
ざいます。

○保坂(展)委員 これは、先ほど言った高校時代
の同級生あるいは同じ会社で働いていたことがあ
るということは、やはり開示してほしい条項だと思
いますけれども、もう少しそこは次回深めたい
と思いますけれども、少し先に進めまして、
ちよつと労働の問題について幾つか伺っていきた
いと思います。

先ほど来話題になつていっているように、労働契約に
関する紛争処理に関しては、裁判所、労働委員
会、労政事務所あるいは弁護士会や労働組合な
ど、既に社会的な機能を果たしている機関、団体
が存在しております。それらのところを頭越しに
なる形で国内取引関係を網羅する法制を設置する
わけですけれども、労働契約に関する紛争解決に
関して仲裁法制が優先して、既存の法制度や機
関、団体の役割や存在を否定する心配、危険はな
いのかどうかということをまず感じるんですが、
その点はいかがでしょう。

○山崎政府参考人 御指摘のとおり、労働契約に
関する紛争の処理ということに関しては、裁
判所、労働委員会、それから労政事務所、弁護士

団体、いろいろなものがあるわけでございます。
また、労働組合も当然ございますけれども、これ
までそれぞれが重要な役割を果たしているわけで
ございまして、そのことに関して、私も、全く
影響を与えるものではないというふうに考えてお
ります。

附則で置いております個別労働紛争処理でござ
いますけれども、この個別労働関係の紛争に関し
ましては、将来の紛争に関して仲裁契約は無効で
ある、結んでも無効であるといつて排除している
わけですけれども、それで排除になれば、それ
は当然裁判所等の解決をお願いをするというこ
とになるかと思ひますので、そういう意味では
従来のものに関して影響を与えるということには
ならないというふうに考えております。

○保坂(展)委員 ただ、意見としては、やはりこ
れも、現在はこういった規定を消費者、労働に置
いているけれども、将来においてはこれを見直す
ということも一方で言われておりますよね。

そこで、さらに聞きたいんですけれども、会社
が就業規則などの規定に、例えば、労働契約に関
して疑義が生じたり紛争が生じた場合は会社の指
定する仲裁人を通じて解決するという条項を盛り
込むことがあり得るんじゃないか。そういった条
項をもし、労働者が雇用されるときに、これはだ
めですよというようなこと、意見を言うことはほ
んど通常できないので、こういったことで就業
規則などで解雇、賃金、勤務場所や職種など、あ
るいは組合活動などをめぐる不利益扱いという実
際の紛争が生じたときに、労働者が、会社指定の
仲裁人ではなかなか有利な、会社にとつての一方
的な解決になつてしまうから、例えば団体交渉に
よつて解決したい、あるいは裁判や労働委員会を
利用したいと考えても、就業規則をそもそも承認
して労働契約を締結しているのだから、これは仲
裁人でもやれないということになつてしまわない
のかという懸念の声を少し聞いたものですから、
その点はいかがでしょう。

○山崎政府参考人 先ほども申し上げましたよう

に、附則の四条でございしますけれども、そこで、
将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とす
る仲裁合意は、これは無効とするというふうにし
ておりまして、仮にたまたま御指摘のように就業
規則等に将来において生ずる個別労働関係紛争を
対象とする仲裁条項、これを盛り込んだとしまし
ても、その部分は無効ということになるわけでご
ざいます。

したがひまして、労働者はその仲裁条項に基づ
いて仲裁を強制されるということはない。また、
使用者としても、これが無効だと言われているも
のをあえて就業規則に入れるかどうかというの
は、私は余り考えられないというふうに思つてお
りますので、裁判所で争うこと、あるいは労働委
員会で争うこと、これはもう妨げられませんの
で、その影響はないというふうに考えておりま
す。

○保坂(展)委員 そうすると、今のお話ですと、
仮にそういった就業規則が作成されてもそもそも
だめなんだということですから、個別労働紛争の
みならず、労働契約に関する紛争も大体そういう
原則で考えてよいという理解でよろしいんですし
ょうか。それであれば懸念は晴れると思うんです
が。

○山崎政府参考人 ただいま申し上げましたよう
に、附則四条は個別労働関係紛争というふうに規
定をしてあります。一般の団体で争う、組合と
会社側、こういうものについては対象にしていな
いわけでございます。

要するに、労働者個人であると、雇われるとき
にこの仲裁条項が入つて、嫌と言えなくという問
題がございしますね。言えないだろうと、雇つても
らう身分ですから。それから、では雇われている
間に何か紛争が起こつたときに、このときにも、
ではこれでやろうかといったときに、仮にそれが
有効であつて後で解除できるというような規定に
しますと、やはりそれは解除権は行使できないと
いうことになりましてね。これは、やはり圧倒的
にその立場が違うということで、全く無効にしてい

るわけでございます。やはり、それは個人として
は非常に弱いからということで、強者弱者の関係
である。

ところが、団体となると、これはきちつと法的
な行動もできますし、仲裁ということがどうい
うことになるかということも当然判断ができる、そ
の上で締結をする話だということで、これは附則
四条の対象にはしていないということでございま
す。

○保坂(展)委員 ちよつと民事局長に一問だけお
聞きしたいんです。

この法律によつて、現行の例えば裁判や労働委
員会やあるいは団体交渉や、さまざまな労働者の
權益を守つたり、あるいは議論したり、あるいは
争つたりというようなことがそもそも余り影響を
受けることはないんだというように先ほどの答弁
では受けとめたんですけれども、仮に就業規則に
そういったものが盛り込まれて、そういう会社が
出てきたとしても、労働者が裁判や労働委員
会あるいは団体交渉などによつてその問題解決を
図る、そういった権利が全部、もうこれはサイン
をしているからだめですよということにはならな
いと、事務局長答弁を受けてそういうふうな理解
してよろしいんでしょうか。

○房村政府参考人 この法律の附則四条を拝見
いたしますと、労働契約に関するものについて無効
ということを明確にうたつておりますので、おつ
しやられるような事案については就業規則に定
めたとしても無効であることは明らかであります
ので、裁判所あるいは労働委員会における救済に
ついて何らの変化はないと思つております。

○保坂(展)委員 時間になりましたので、また次
に譲りたいと思います。終わります。

○山本委員長 次回は、明二十八日水曜日午前九
時五十分理事会、午前九時十五分委員会を開会す
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

平成十五年六月二十七日印刷

平成十五年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A